

多文化共生のまち福島 推進指針（案）

2020 年●月



【本指針に附属する書類】

1. 多文化共生のまち福島推進指針
2. 多文化共生のまち福島推進アクションガイド
3. 多文化共生のまち福島推進パッケージ（令和2年度版）
4. 資料編

多文化共生のまち福島推進指針（案）

【検討のたたき台】

令和2年●月 福島県福島市

福島市の在住外国人の数は、東日本大震災や原子力災害を機に一時大幅に減少しましたが、震災からの復旧・復興に伴い着実に回復し、ピーク時の人数を上回る勢いで毎年増加の一途を辿っています。

また、国においては、出入国管理及び難民認定法の改正などを通じ、外国人材の受入れ・共生に向けて外国人住民施策をより強力的に、かつ、包括的に推進していく方針にあるため、本市においても、今後外国人労働者を中心に在住外国人の一層の増加が見込まれます。

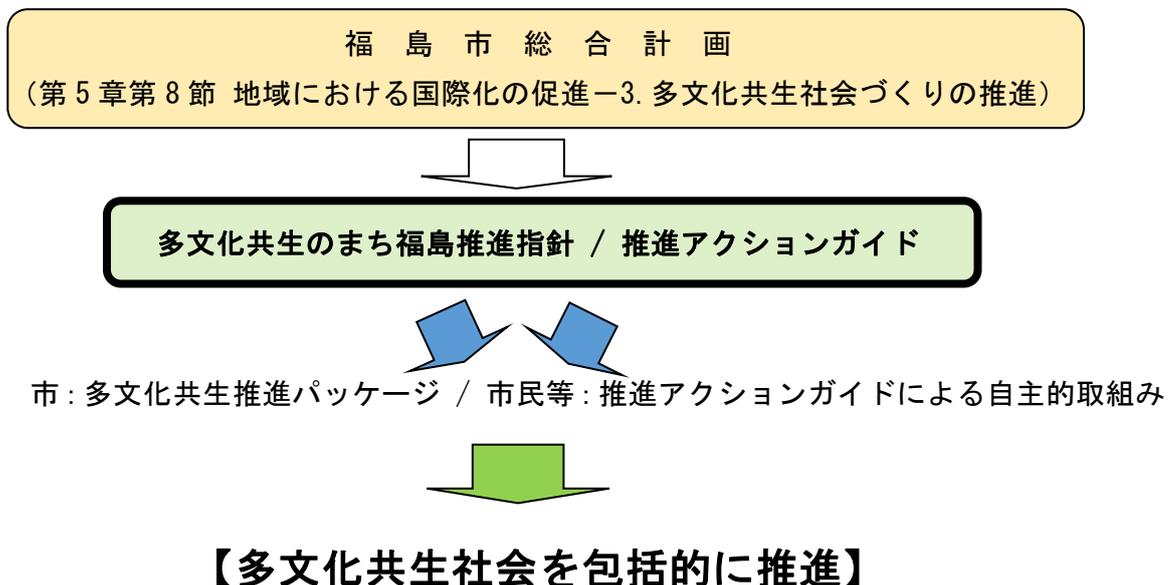
それに加え、2020年には、本市において東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一部競技が開催され、本市を訪れる外国人旅行者も大幅に増える見通しにあるため、同大会の開催を契機として、福島のまちづくりについて在住外国人と共に考え、地域社会のパートナーとしてさらに協働して活動して行けるよう、以下の基本指針を定め、「多文化共生のまち福島」を推進していくものです。

1 本指針の位置づけ

本指針の位置づけは次のとおりとします。

外国人との共生社会の実現を包括的に推進するためには、行政のみならず市民や企業、団体等、そして外国人もまた、共生の理念のもと自主的に取り組んでいくことが大切です。本指針の指針項目に対応し、誰にでも分かりやすい表現方法を用いた、「推進アクションガイド」も併せて定めることで、福島市一丸となって多文化共生社会の実現に取り組んでいきます。

なお、毎年度の予算編成に合わせ、「多文化共生のまち福島」を推進していくための「多文化共生推進パッケージ」を取りまとめるものとしてします。



2 多文化共生の意義と多文化共生施策の基本的な考え方

多文化共生の意義は、国籍の違いや多様な言語・文化・習慣そして価値観があることを、市民一人ひとりがお互いに認め合い、対等な関係を築きながらも、地域社会の一員として共に暮らしていくことです。この共生社会の実現は、本市が進める、「誰にでもやさしいまち」・「住みよいまちづくり」につながるものであり、地域社会の活性化にも寄与するものです。

本市では、全国的な傾向と同様に、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化が見られ、地域の将来にわたる持続的発展への影響が懸念されています。

その一方で、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等に代表される情報伝達手段の世界的な普及等により、福島に関心を持ち、また魅力を感じて訪れる外国人旅行者の数は、年々増加しています。また、労働分野でも、外国人材の受入を進めるための新たな在留資格である「特定技能」が創設されたことで、本市でも外国人労働者の確実な増加が見込まれます。

本市ではこれまで、「地域における国際化の促進」に取り組み、多文化共生社会づくりに努めてきましたが、これらの情勢を踏まえ、この多文化共生をより強力に推進していくためにも、受け入れる側の地域住民と、受け入れられる側の外国人や海外にルーツを持つ者とが、国籍や文化などの違いを互いに認め合い、一人ひとりの多様性を尊重する「心のバリアフリー」の理念のもと、それぞれが自立しながら協力し合って活力あるまちづくりを進めていくことが大切です。

このことから、このたび、外国人や海外にルーツを持つ者（以下「外国人等」という。）の受入環境を整備するとともに、一層共生社会の推進に取り組むこととしました。

3 外国人等との共生社会の推進に係る施策の方向性

本市では、“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”を目指すべき姿とし、次の6つの施策目標を掲げ、多文化共生社会の推進に取り組んでいきます。

- 施策目標 1** 国籍や文化的差異に関わらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。
- 施策目標 2** 外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。
- 施策目標 3** 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。
- 施策目標 4** 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。
- 施策目標 5** 外国人等の受入状況やニーズ把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入に関する施策の充実・強化に努めます。
- 施策目標 6** 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

施策目標1： 国籍や文化的差異に関わらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。

(1) 地域における国際化と多文化共生の推進に努めます。

まちづくりの主役は市民であり、海外にルーツを持つ市民を含む市民一人ひとりが、異なる文化や習慣、宗教、価値観を理解し、尊重するとともに、地域における多文化共生の実現に主体的に関わっていくことが期待されます。そのためにも、市国際交流協会や各学習センター、民間活動団体等が、地域とも連携しながら、多文化共生をテーマにした交流イベントの開催等を通じて、ホスト側となる地域コミュニティの多文化共生に関する意識の向上や地域住民等への啓発につながるよう異文化理解の向上に努めます。

また、外国人や海外にルーツを持つ者が暮らしやすい地域社会とするため、外国人等支援者とのネットワーク構築の支援や外国人等の地域社会への参画促進を図ります。

(2) 外国人等の地域文化・社会に関する学習機会の確保に努め、外国人等が活躍できる地域づくりを進めます。

外国人や海外にルーツを持つ者は、地域社会の一員であり、これらの者と地域住民とがともに活力あるまちづくりを進めていくためにも、地域の文化・習慣・ルールを理解するための講座の開催や、外国人のネットワーク化の促進を通じて、地域社会に関する学習機会の確保に努めます。

また、外国人等の能力が発揮され活躍できることは、地域の活性化にも貢献するものであるため、外国人等による地域イベントへの参加や地域社会への参画を促進するほか、留学生などの高度人材については、国際的に活躍できる人材として地域に定着できるよう、生活支援に努め、それら外国人高度人材の活用推進を図ります。

(3) 誰もが地域社会とのつながりを感じ、犯罪やテロ等の脅威にさらされない、安全・安心な共生社会づくりに努めます。

外国人等を地域社会から孤立させることなく、地域で共に暮らす仲間として受け入れることは、地域の結びつきを強めることになり、地域住民だけではなく外国人等にとっても、犯罪やテロ、重大事故、紛争等の脅威にさらされない根源的な抑止につながります。

そこで、外国人等に対して、防犯等の生活上の課題について理解を深める講習会や、地域生活で不可欠となる交通法規・労働関係法令等の学習機会への参加を、関係機関・団体と連携しながら官民一体で促進することにより、犯罪やテロ等に強い共生社会の構築を図ります。

施策目標2： 外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。

(1) 行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。

外国人旅行者に限らず、本市に転入しようとする外国人等の受入にあたっては、入国後間もない初期段階に、受入れ主体として直接的に行政サービスを提供する市の役割は重要です。日本の行政サービスは、外国人等にとって容易に理解することはできないため、各種行政情報、公共案内・標識の多言語化を進めるとともに、多言語化が困難な場合には、やさしい日本語やピクトグラムなどの表示方式を用いて、より簡潔で理解がしやすい情報の提供に努めます。

また、福島での生活のために必要な基礎的情報については、外国人等のための生活ガイドブック等を配備し、行政手続き等の際に重ねて周知するなど、本市の生活環境への早期適用を目指します。

なお、各種情報の多言語化を進めるにあたっては、市内における国籍別人員の多寡等の状況を踏まえ、対応言語の段階的な拡充についても検討していくほか、民間事業者の多言語化の取り組み事例を紹介するなど、福島市全体での多言語化の推進について、関係機関・団体と連携して取り組みます。

(2) SNS等多様なメディアとの連携・強化により、外国人への積極的な情報提供に努めます。

外国人等は、日本での観光情報や生活情報の収集にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や携帯型端末を利用していることが多いため、SNS（SNS上の外国人ネットワークも含む）や携帯型端末用アプリの活用を促進するほか、多言語翻訳アプリや翻訳機器等の翻訳ツールの導入などにより、外国人等の多様なライフスタイルに応じた、多様なメディアによる、適切で迅速な情報伝達に努めます。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の一部競技が本市で開催されることを契機として、世界中から福島市を訪れる旅行者だけに限らず、福島市に関心を持ち注目している世界中の方々に対しても、様々なメディアとの連携・強化により福島市の魅力を感じてもらえる情報発信に努めます。

施策目標3：日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

(1) 海外にルーツを持つ児童生徒やその保護者等に対して、日本語教育の充実を図ります。

日本に住む外国人は、日本の義務教育の対象にはなく、保護者が子どもを小・中学校に就学させる法的義務がないために、就学支援が不十分な場合があります。また、外国人に限らず、海外にルーツを持つ日本国籍の児童・生徒に対しても、その児童・生徒の状況や能力に応じた日本語教育を受ける機会が十分確保されているとは言い難く、そのことが地域社会における良好なコミュニケーションを阻害し、日本文化や異文化の理解に支障をきたすことも懸念されます。

したがって、これら国籍を問わず海外にルーツを持つ児童・生徒に対しては、その者の状況や能力に応じた、きめ細かな就学支援にあたるものとし、日本語指導教員の配置や日本語サポーターの派遣、日本語教室の活用促進などにより、日本語教育の一層の充実・強化に努めます。

なお、学校教育において用いる言語と、家庭教育において用いられる言語の差異により、親・子間や保護者・学校間での円滑なコミュニケーションが確保できず、効果的な就学支援に至りにくい事情に鑑み、日本語教育が必要とされる児童・生徒の保護者に対しても、円滑な意思の疎通と日本語を学習する意義についての共通理解を図ります。

(2) 国際理解講座の開催や英語教育の充実を図ります。

海外の多種多様な言語や文化、慣習等の違いを紹介するとともに、外国人等との交流機会を設けた国際理解講座や国際交流イベントを定期的で開催し、外国人等との共生の必要性や意義について理解を深めます。

なお、令和2～3年度において全面的に実施される予定の、新小・中学校学習指導要領における「外国語活動」でも、体験的な理解や言語活動が求められていることから、小・中学校への外国語指導助手（ALT）の配置による英語教育・異文化教育の充実のみならず、国際理解講座や国際交流イベント開催時には若年世代の参加機会の確保にも意を用いるなど、外国語活動の充実に努めます。

(3) 在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。

福島を訪れたばかりの在住外国人等が、地域社会の一員として、できるだけ早く地域社会に参画できるようになるためには、在住外国人等どうしのネットワークや自助組織の活動を通じたコミュニケーション支援も大切であるため、これら団体の紹介やその活動紹介等によりコミュニティづくりやネットワーク化を図り、日本の生活習慣や日本語に対する早期理解と円滑なコミュニケーションの実現に努めます。

施策目標4： 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。

(1) 外国人等の受入環境の整備・改善に努めます。

119 番通報や避難・災害準備情報など、特に外国人等の身体・生命・財産に関わる行政サービスの多言語化については、優先的に取り組むこととします。

また、外国人等が抱える生活上の課題への対応については、生活相談窓口の開設や通訳者を介した三者通話の活用促進を図るなど、関係機関・団体とともに、日頃から相談しやすい体制の確立に努めます。

そのほか、住宅や労働、医療・保健・福祉など、日常生活を送る上で基礎となる生活サービスについては、関係機関・団体と連携・協調し、必要な情報の多言語での提供や、サービス提供環境の改善に協同で取り組むとともに、日本語や日本文化に対する理解が十分でない外国人等であっても、日本人と同様の生活サービスが機を逸することなく受けられるよう生活支援に努めます。

なお、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における本市のホストタウン登録等の機会を捉え、外国人等の受入に係る地域住民の意識啓発にも取り組みます。

(2) ユニバーサルデザインの視点から、外国人等にとっても安心でき、住みよい社会インフラ整備に努めます。

使いやすいフリーWi-Fiの整備や交通・観光サインの設置、ピクトグラムの導入を推進し、言語・文化的な背景の違いに関わらず、福島市に訪れた外国人等が情報を容易に、かつ、迅速に取得できる環境整備に努めます。

また、小・中学校やその他の公共施設等の建物は、平常時の本来的な施設の役割に加え、発災時には避難所としての機能を担うことも踏まえ、トイレの洋式化など、生活習慣に違いがある外国人等にとっても利用しやすい施設づくりを進めます。

施策目標5： 外国人等の受入状況やニーズ把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入に関する施策の充実・強化に努めます。

(1) 国際交流員（CIR）等の任用を通じ、国際感覚・視野のもと、国際化の推進を図ります。

本市のさらなる国際化の進展のためには、様々な行政活動において国際感覚・視野を取り入れるとともに、より国際化に即した高レベルでの国際交流活動を展開していくことが必要となります。

そこで、外国語を母語とし、かつ日本語が堪能な外国出身の職員を、国際交流員（CIR）として任用するほか、外国出身の語学指導員（ALT）を配置し、本市の国際理解・国際交流活動を強化していくとともに、適確な外国人等受入施策の展開に努めます。

(2) 外国人等の意識調査・受入状況調査を行い、ニーズの把握に努めます。

外国人等との多文化共生を進める本市の基本指針のフォローアップとともに、地域の国際化や各種外国人等受入施策検討の基礎資料とするため、外国人等の意識や本市での生活上の課題等について客観的データを収集するなど、外国人等のニーズ把握に努めます。

施策目標6： 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

(1) 市庁内における外国人等受入に係る横断的な推進体制を整備します。

「多文化共生のまち福島」を包括的に推進するため、庁内調整を担う担当部署を設置します。

なお、この担当部署は、庁内における情報共有体制を構築するとともに、予算の確保も含めた横断的な連絡協議を行うなど、庁内各部局との連携を図ります。

(2) 外国人等受入に係る関係機関・団体との連携強化を図ります。

市や市国際交流協会は、本市の国際化の状況についての情報を整理し、毎年度その内容を公表するとともに、国や県、県国際交流協会、国際協力機構（JICA）、留学生受入大学などの外国人等受入に係る関係機関や、民間の国際交流団体、外国人等の各生活分野に関係する団体、などとの情報共有や意見交換に努め、これら関係機関・団体との連携強化を図ります。

なお、関係機関・団体との連携にあたっては、それぞれの役割分担のもと協力・協調しながら、福島市全体での包括的な外国人等受入施策の実施に努めます。

多文化共生のまち福島 推進アクションガイド（案）

2020年（令和2年）●月 福島県福島市

多文化共生とは、様々な国籍や言語、文化、宗教、そして慣習の違いがあることを理解し、それぞれが自立しながら協力し合って生活することです。ここ福島市が、“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”となることを目指して、すべての市民、企業、団体、関係機関のみならずとともにより一丸となって「多文化共生のまち福島」の推進に取り組めます。

【Action 1】 とともに地域社会の一員として、思いやりの気持ちをもって相手の文化を理解し、尊重し合ひましょう。

CASE1：異なる文化があることを進んで学び、外国人とともに協力して福島を盛り上げましょう。

CASE2：福島が外国人にとっても活躍でき、活気あるまちになるよう協力して行動しましょう。

CASE3：誰もが福島に愛着や誇りを持ち、ともに暮らす仲間として地域の絆を育みましょう。

【Action 2】 誰でも不安なく暮らせるように、わかりやすく情報を提供しましょう。

CASE1：外国人にも、一目で内容が分かる案内や表示なのか見直してみましょう。

CASE2：日ごろから外国人にとっても親切な案内になっているのか考えてみましょう。

CASE3：外国人にも簡単に手に入りやすい方法での案内に、積極的に取り組みましょう。

【Action 3】 誰でも自分の考えを正しく伝え合える社会にしましょう。

CASE1：日本語を学びたい人が十分に学べる環境づくりに努めましょう。

CASE2：子どもの頃から世界に触れられる活動に取り組みましょう。

CASE3：外国人が困った時にも声をかけ、助け合えるグループづくりをみんなで勤めましょう。

【Action 4】 誰にとっても安全で安心できる生活環境をつくりましょう。

CASE1：知りたい事が知りたい時に、外国人にも伝わる環境をつくりましょう。

CASE2：市民の暖かいおもてなしの心を大事に育てましょう。

CASE3：外国人の気持ちになって、住みやすいやさしいまちづくりをみんなで進めましょう。

【Action 5】 福島が世界とつながり、誰にでもやさしいまちである事を絶えず確認して発展させましょう。

CASE1：世界に目を向けた活動や国際人の育成に取り組みましょう。

CASE2：誰にでもやさしいまちとなるよう、身近な生活上の課題を知り、その解決に努めましょう。

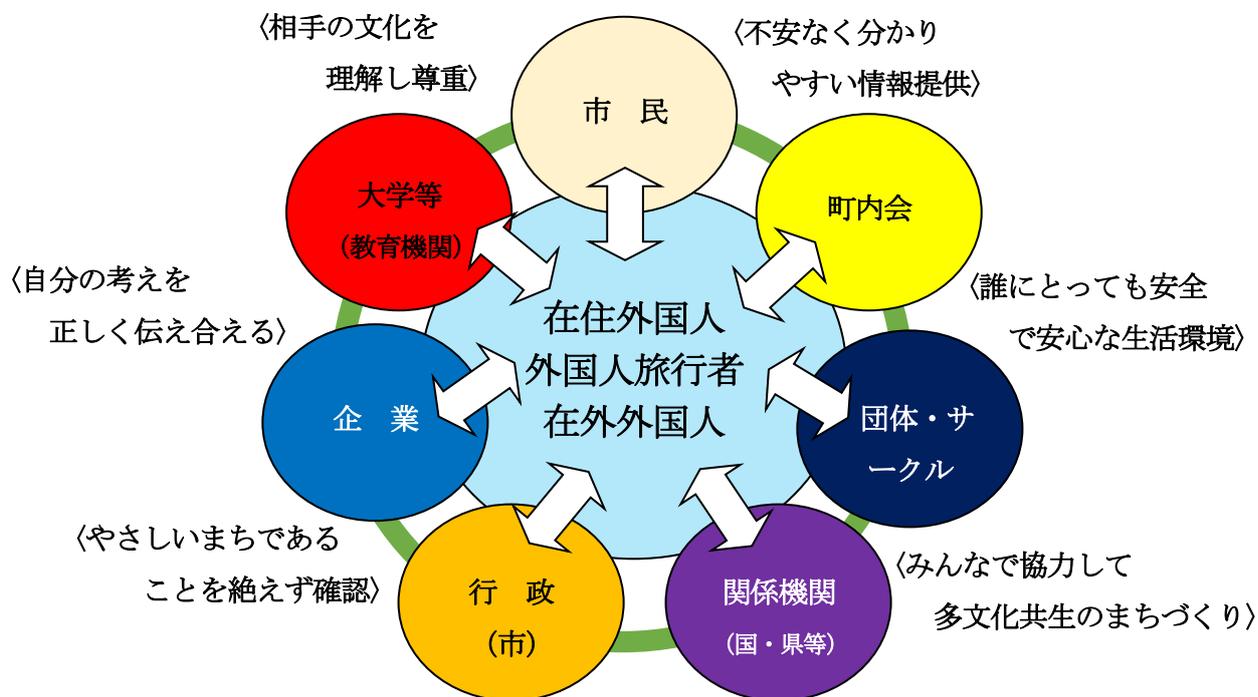
【Action 6】 みんなで協力して多文化共生のまちづくりに取り組みましょう。

CASE1：福島の人々が一つになって多文化共生を進めるための体制を強化しましょう。

CASE2：福島での多文化共生についてみんなで考え、ともに協力して取り組んでいきましょう。

1 多文化共生のまち福島 推進のイメージ図

“市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち”

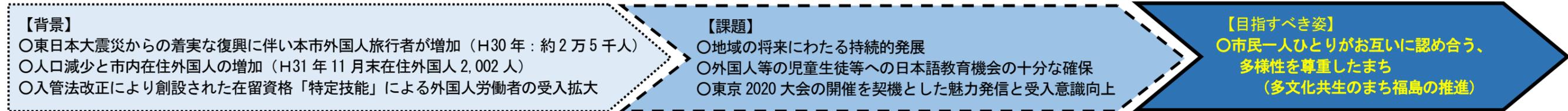


2 多文化共生の担い手として期待される主な取り組み

- (1) 行政（市） 外国人受入の最前線として、積極的に相談や情報提供に努めましょう。
【取組例】生活相談窓口の開設、やさしい日本語やピクトグラムの導入推進、等
- (2) 市 民 困っている外国人がいたら、笑顔で声かけをしましょう。
【取組例】地域行事への参加呼びかけ、国際理解講座・交流イベントへの参加、等
- (3) 町 内 会 地域の一員として、町内会への加入を呼びかけ、一緒に活動しましょう。
【取組例】町内会の加入呼びかけ、地域情報の提供、やさしい日本語の活用、等
- (4) 大 学 等 国際的に活躍できる人材の育成と、地域への定着に取り組みましょう。
【取組例】生活相談・支援、国際交流イベントへの参加声かけ、地域情報の提供、等
- (5) 企 業 外国人労働者も活躍できる、働きやすい職場環境をつくりましょう。
【取組例】企業内講習会の開催、多言語表示、生活相談・支援、等
- (6) 団 体 ・ サークル 外国人にも加入を呼びかけ、支援や交流に努めましょう。
【取組例】外国人への団体加入呼びかけ、外国人会員への日本文化紹介、等
- (7) 関係機関（国・県等） 外国人との多文化共生社会の実現に向けて、協力しましょう。
【取組例】情報共有のためのネットワーク会議の開催、等
- (8) 外 国 人 日本文化や慣習などを進んで学び、地域行事にも積極的に参加しましょう。
【取組例】各種講習会へ参加、町内会への加入、お祭りなど地域行事への参加、等

多文化共生のまち福島 推進パッケージ（令和2年度版）【案】

＜福島県福島市＞



【背景】
 ○東日本大震災からの着実な復興に伴い本市外国人旅行者が増加（H30年：約2万5千人）
 ○人口減少と市内在住外国人の増加（H31年11月末在住外国人2,002人）
 ○入管法改正により創設された在留資格「特定技能」による外国人労働者の受入拡大

【課題】
 ○地域の将来にわたる持続的発展
 ○外国人等の児童生徒等への日本語教育機会の十分な確保
 ○東京2020大会の開催を契機とした魅力発信と受入意識向上

【目指すべき姿】
 ○市民一人ひとりがお互いに認め合う、多様性を尊重したまち（多文化共生のまち福島の推進）

施策目標1： 国籍や文化的差異に関わらず相互に理解し、互いに尊重し合う共生社会を推進します。

- （1）地域における国際化と多文化共生の推進に努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・海外での研修等にチャレンジする中高生の自主的な学びを支援します。【生涯学習課/継続/予算5,264千円】
 ・ホストタウン国の代表選手を招へいし中学生と交流するなど交流事業を実施します。【オリパラ推進室/継続/予算10,530千円】
 ・市国際交流協会が民間団体とともに実施する国際理解講座や交流イベントを支援します。【定住交流課/継続/再掲】
- （2）外国人等の地域文化・社会に関する学習機会の確保に努め、外国人等が活躍できる地域づくりを進めます。**
 ≪主な事業≫
 ・市国際交流協会を通じて民間団体と連携しながら、地域文化理解講座や交流イベントを開催します。【定住交流課/継続/再掲】
 ・関係機関・団体が開催する講習会等の情報を、市国際交流協会においても積極的に提供します。【定住交流課/新規/予算一】
- （3）誰もが地域社会とのつながりを感じ、犯罪やテロ等の脅威にさらされない、安全・安心な共生社会づくりに努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・学習センターや地域団体・関係機関と連携して、福島市の生活習慣に関する講座等を開催します。【定住交流課/継続/予算一】

施策目標2： 外国人等が不安なく本市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保に努めます。

- （1）行政サービス・生活情報の多言語化を進めます。**
 ≪主な事業≫
 ・PDF等のデジタル化された市政情報を、自動翻訳・音声読上サービスにて配信します。【広聴広報課/新規/予算495千円】
 ・外国語と日本語併記の母子健康手帳を、希望する外国籍の妊婦に配付します。【こども政策課/継続/予算16千円】
- （2）SNS等多様なメディアとの連携・強化により、外国人等への積極的な情報提供に努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・震災の記憶と復興の軌跡・支援への感謝を、多言語により国内外に発信します。【政策調整課/新規/予算23,000千円】
 ・市国際交流協会のフェイスブックを活用し、イベント情報や災害準備情報等を多言語で提供します。【定住交流課/継続/予算一】

施策目標3： 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現を図ります。

- （1）海外にルーツを持つ児童生徒やその保護者等に対して、日本語教育の充実を図ります。**
 ≪主な事業≫
 ・海外出身の小中学生の学校環境適応のため、日本語指導サポーターを必要期間派遣します。【定住交流課/拡充/予算1,107千円】
 ・海外出身の小中学生の保護者に対し、日本語習得や文化理解のための親子教室を開催します。【定住交流課/新規/予算108千円】
- （2）国際理解講座の開催や英語教育の充実を図ります。**
 ≪主な事業≫
 ・海外から招へいした外国語指導助手（ALT）を19名に増員し、小中学校に配置します。【学校教育課/拡充/予算95,330千円】
 ・小学生がおもてなし英語を習得し地域の魅力を自ら伝えられるよう、ガイドを育成します。【観光コ室/新規/予算1,250千円】
 ・市国際交流協会が民間団体とともに実施する国際理解講座や交流イベントを支援します。【定住交流課/継続/予算2,500千円】
- （3）在住外国人等のコミュニティづくりやネットワーク化の支援に努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・市国際交流協会のフェイスブックを活用し、交流イベントや外国人コミュニティを紹介します。【定住交流課/継続/予算一】
 ・市国際交流協会において、コミュニティづくりやネットワーク化に資する活動を助成します。【定住交流課/継続/予算600千円】

施策目標4： 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善に努めます。

- （1）外国人等の受入環境の整備・改善に努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・119番通報の多言語化により、外国人旅行者や在住外国人の迅速で適確な救急対応に努めます。【通信指令課/継続/予算一】
 ・外国人おもてなし研修会の開催や、接客英語や表示物の多言語化、応急時の対応方法の習得等のための事業所支援を行います。【観光コ室/継続/予算4,925千円】
 ・市内大学に通う外国人留学生の国民健康保険加入助成を通じ、生活の安定を図ります。【定住交流課/継続/予算1,720千円】
 ・外国人のためのワンストップ生活相談窓口を開設し、在住支援を行います。【定住交流課/新規/予算5,724千円】
 ・子どもの家庭支援の訪問で外国人家庭に通訳者を同行するなどきめ細かな相談を行います。【こども政策課/新規/予算170千円】
- （2）ユニバーサルデザインの視点から、外国人等にとっても安心でき、住みよい社会インフラ整備に努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・公共施設等へ公衆無線LAN（フリーWi-Fi）の導入を進めます。【情報政策課/拡充/予算4,753千円】
 ・公共施設トイレの洋式化80%以上を目指し、年次計画により順次施設を改修します。【生涯学習課/拡充/予算19,760千円】

施策目標5： 外国人等の受入状況やニーズ把握に努め、地域の国際化や外国人等受入に関する施策の充実・強化に努めます。

- （1）国際交流員（CIR）等の任用を通じ、国際感覚・視野のもと国際化の推進を図ります。**
 ≪主な事業≫
 ・海外から招へいした国際交流員（CIR）1名を任用し、国際交流活動を推進します。【定住交流課/継続/予算5,163千円】
 ・海外から招へいした外国語指導助手（ALT）を19名に増員し、小中学校に配置します。【学校教育課/拡充/再掲】
- （2）外国人等の意識調査・受入状況調査を行い、ニーズの把握に努めます。**
 ≪主な事業≫
 ・外国人のためのワンストップ生活相談窓口を開設し、適切な相談・助言とニーズの把握に努めます。【定住交流課/新規/再掲】
 ・外国人留学生について、福島での生活に関する意識調査を行います。【定住交流課/新規/予算一】
 ・有識者や各生活分野関連団体等からなる情報共有のためのネットワーク会議を設置します。【定住交流課/新規/予算131千円】

施策目標6： 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備を図ります。

- （1）市庁内において外国人受入に係る横断的な推進体制を整備します。**
 ≪主な事業≫
 ・庁内ワーキンググループを開催し、庁内の情報共有と包括的な外国人受入施策の展開に努めます。【定住交流課/継続/予算一】
- （2）外国人等の受入に係る関係機関・団体との連携強化を図ります。**
 ≪主な事業≫
 ・有識者や各生活分野関連団体等からなる情報共有のためのネットワーク会議開催を通じ、各生活分野における外国人受入に係る情報の共有と「多文化共生推進指針」のフォローアップに努めます。【定住交流課/新規/再掲】
 ・市国際交流協会の広報活動を通じ、国際交流団体や外国人受入機関の活動をPRします。【定住交流課/継続/予算390千円】
 ・国等と連携し、避難勧告等の情報を多言語で発信できる、災害時情報提供アプリ「Safety tips」の活用を外国人に促します。【危機管理室/新規/予算一】
 ・国等の関係機関と連携した外国人就労・定着支援のあり方について検討します。【商業労政課/新規/予算一】

資料編

【目次】

- 1 在留外国人数 1
- 2 在住者の在留資格の状況 2
- 3 外国人労働者の状況 3
- 4 教育分野等における外国青年の活用 4
- 5 教育分野等における在留者の状況 4
- 6 国際観光の状況 5

1 在留外国人数

(1) 国籍・地域別外国人数

福島市の国・地域別外国人数の推移は以下のとおりです。

国・地域別外国人数（人）

国・地域名\年	H20	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R1.12
中国	1,038	912	701	576	578	585	576	583	575	568	556	573
フィリピン	446	360	350	363	378	381	379	383	388	433	421	423
ベトナム	28	26	15	15	26	47	88	162	207	288	294	305
韓国・朝鮮	210	207	185	172	182	176	199	189	181	169	165	162
ネパール	6	12	7	28	31	50	115	116	95	67	79	86
その他	272	238	224	196	217	253	283	309	346	394	445	454
合計	2,000	1,755	1,482	1,350	1,412	1,492	1,640	1,742	1,792	1,919	1,960	2,003
対前年同月増減数	30	▲220	▲273	▲132	62	80	148	102	50	127	41	79
対前年同月増減率	2%	▲11%	▲16%	▲9%	5%	6%	10%	6%	3%	7%	2%	4%

※各年10月時点

(2) 人口に対する在留外国人の割合

過去10年間の福島市の人口と、それに占める在留外国人の割合は以下のとおりです。

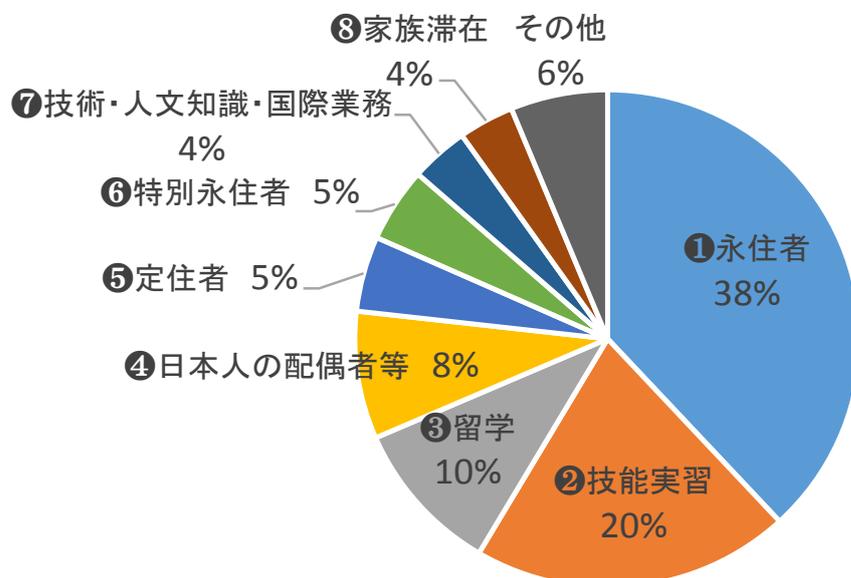


※各年10月現在

2 在住者の在留資格の状況

(1) 在住者の在留資格の状況 (H30 年末現在)

【福島市在留外国人の在留資格別割合】



【参考】 国内の在留外国人 (H30 年末現在)

- ①永住者 771,568 人 (構成比 28%)
- ②留学 337,000 人 (構成比 12%)
- ③技能実習 328,360 人 (構成比 12%)
- ④特別永住者 321,416 人 (構成比 12%)
- ⑤技術・人文知識・国際業務 225,724 人 (構成比 8%)

3 外国人労働者の状況

福島県及び福島公共職業安定所管内の外国人労働者の状況は以下のとおりです。
(福島労働局発表資料より)

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数

	事業所数(所)		構成比 (%)	外国人労働者数(人)		構成比 (%)
		うち派遣・請負事業所【比率 (%)】			うち派遣・請負労働者【比率 (%)】	
福島県計	1,544	159【10.3】	100.0	8,130	1,221【15.0】	100.0
福島公共職業安定所	310	45【14.5】	20.1	1,734	276【21.3】	21.3

福島県外国人労働者内訳(上位3項目)

国籍	人数(人)	うち派遣等(人)	構成比(%)
①ベトナム	2,325	273	28.6
②中国	1,863	217	22.9
③フィリピン	1,461	364	18

業種	人数	構成比(%)
①製造業	3,382	41.6
②卸売業/小売業	1,094	13.5
③建設業	697	8.6

※平成30年10月末現在

4 教育分野等における外国青年の活用

(1) 「語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）」

外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流の進展を図るため、総務省、外務省及び文部科学省の協力のもと福島市において海外青年を招致しています。

【福島市の任用状況】

	出身国	任用者数	主な職務内容
ALT（語学指導助手）	アメリカ、カナダ他	15人	小中学校での外国語授業等の補助等
CIR（国際交流員）	オーストラリア	1人	市国際交流関係事務の補助等

※令和元年8月現在

※上記のほか、ALTとしてJETプログラム修了者1人を市教育委員会において任用しています。

5 教育分野等における在留者の状況

(1) 市内所在大学別の留学生受け入れ数

市内所在大学の留学生受け入れ状況は以下のとおりです。受け入れ実績のある大学のみ記載しています。

【平成30年11月現在】（福島県生活環境部国際課「福島県の国際化の現状（平成30年度版）」より）

- ①福島大学 106人（中国51人、ベトナム23人、ドイツ4人、他）
- ②県立医科大学 8人（ネパール2人、バングラディッシュ2人、台湾1人、他）

(2) 本市小・中学校における海外帰国者・海外国籍者（H31.5月現在）

区分	人数	内訳
①日本国籍を有する海外帰国等の児童・生徒	21人	小学校13人、中学校8人
②外国籍の児童・生徒	33人	小学校22人、中学校11人
合計	54人	

※合計54人うち、日本語指導が必要な児童・生徒 合計 11人

6 国際観光の状況

平成 30 年の年間外国人宿泊者数は以下のとおりです。

【平成 30 年】

①福島県外国人宿泊者数（延べ人数）**176,360 人**（観光庁「宿泊旅行統計調査報告」より）

（内訳）台湾 41,930 人、タイ 18,190 人、中国 17,710 人、ベトナム 10,990 人、オーストラリア 6,700 人 他

※従業員数 10 人以上の宿泊施設における国籍別内訳を掲載

②福島市外国人宿泊者数（延べ人数）**25,200 人**

（※国において参考値として集計したものを掲載したもので実数とは異なる）

（内訳）中国 4,290 人、タイ 3,270 人、アメリカ 1,340 人、台湾 1,290 人、ベトナム 1,080 人 他

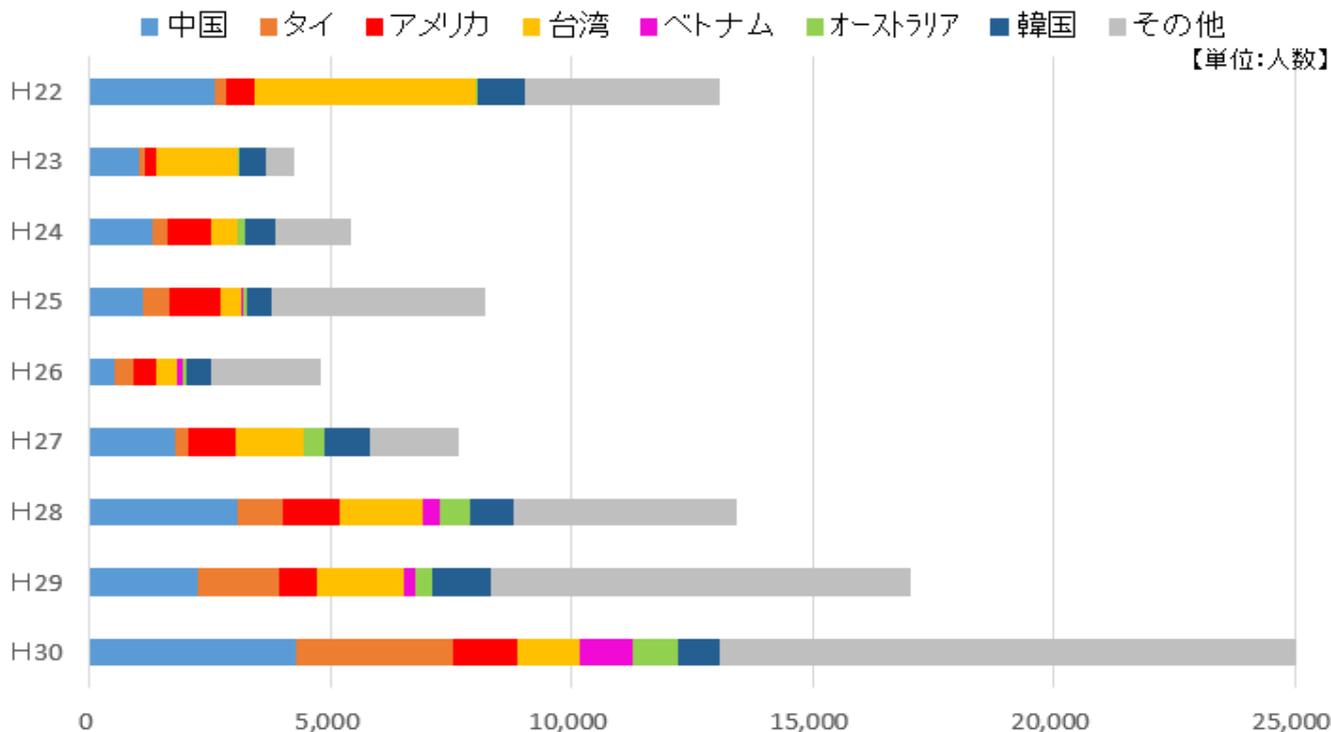
※従業員数 10 人以上の宿泊施設における国籍別内訳を掲載

○市内の外国人宿泊者数（延べ人数）

【震災前】H22 年：13,057 人 →→→

【震災後】H23 年：4,240 人 →→→

【現在】H30 年：25,200 人



【原案検討】

本指針や推進アクションガイドの原案検討のため、令和元年11月に「多文化共生のまち福島推進検討委員会」を設置し、各委員や市民の皆さまからご意見をいただきました。



委員長	中川 祐治	福島大学人間発達文化学類 准教授
副委員長	佐藤 美奈子	福島市国際交流協会 副会長 福島商工会議所女性会
委員	大宮 由美	福島労働局ハローワーク福島 雇用指導官
	クームズ・アンドリュース	福島市観光コンベンション協会 業務部長
	竹田 洋介	福島市医師会 副会長
	渡辺 正雄	福島市社会福祉協議会 事務局長
	加納 武志	福島県宅地建物取引業協会 福島支部長
	清水 修二	福島市町内会連合会 蓬萊第一町会長
	佐藤 和子	福島市小・中学校長会協議会
	許 東暁	福島中国伝統文化愛好会
	キャロル・ルイーズ	福島市役所 国際交流員
		(※敬称略 令和元年11月現在役職を掲載)

事務局	福島市役所	市民・文化スポーツ部 定住交流課 政策調整部 政策調整課 総務部 危機管理室 商工観光部 商業労政課 こども未来部 こども政策課 教育委員会 学校教育課
-----	-------	---

ほか、庁内ワーキンググループ参加所属